

## 日本たばこ産業株式会社（JT）完全民営化等に関する法律案のポイント

## 1 趣旨

- ① 健康の観点からの製造たばこ規制の強化及びたばこ税率の更なる引上げに関し、JT とその株主としての利害関係を有する政府における検討が十分に進んでいるとはいえない状況
- ② 我が国のたばこ関連事業の現状に照らし、JT を特殊会社として存続させる必要性が低下  
→ JT の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、JT の完全民営化を契機とした製造たばこ規制の強化及びたばこ税率の引上げに関する政府における検討等について定める

## 2 政府保有株式の処分

政府は、施行後3年以内を目途として、その保有する JT 株式の全部を処分

## 3 日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置

政府は、その保有する JT 株式の全部を処分したときは、日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置を講ずる

## 4 たばこ関連事業に係る制度の見直し

政府は、JT の完全民営化後におけるたばこ関連事業に係る制度について、次の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて、たばこ事業法の改正等の措置を講ずる

- ① JT により全量の買入れがされてきた国産葉たばこについて、買い入れるかどうか及び買入量を製造たばこを製造する者の自由な判断に委ねる
- ② JT による製造たばこの製造独占を廃止し、たばこ税の保全及び製造たばこの品質保持の観点から、適格者が製造できる仕組みを導入する

## 5 たばこ耕作者に対する措置

政府は、国産葉たばこの買入れに関する 4 ①の措置がたばこ耕作者に及ぼす経済的な影響の緩和を図るため、廃作・減反による減収の当面の補填、転作支援その他の必要な措置を講ずる ※財源は JT 株式売却収入を活用して確保

## 6 健康の観点からの製造たばこ規制の強化及びたばこ税率の引上げ

政府は、JT の完全民営化を契機とし、健康の観点から①国際的な水準を勘案した製造たばこ規制の強化及び②たばこ税率の引上げについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

## 日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案要綱

## 一 趣旨

この法律は、健康の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の更なる引上げに関し、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）とその株主としての利害関係を有する政府における検討が十分に進んでいるとはいえない状況にあるとともに、我が国のたばこ関連事業の現状に照らし、会社を政府がその株式を保有する株式会社である特殊法人として存続させる必要性が低下していることに鑑み、会社の完全民営化に関し講ずべき措置について定め、あわせて、会社の完全民営化を契機とした製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げに関する政府における検討等について定めるものとする。

## 二 政府保有株式の処分

政府は、この法律の施行後3年以内を目途として、その保有する会社の株式の全部を処分するものとする。

## 三 日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置

政府は、その保有する会社の株式の全部を処分したときは、日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置を講ずるものとする。

## 四 たばこ関連事業に係る制度の見直し

政府は、会社の完全民営化後におけるたばこ関連事業に係る制度について、次の基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて、たばこ事業法を改正するための措置その他の必要な措置を三の措置と併せて講ずるものとする。

- ① 会社により基本的にその全ての買入れがされてきた製造たばこの原料として国内で生産される葉たばこについては、これを買入れるかどうか及びこれを買入れる量を、②の仕組みの下で製造たばこを製造する者の自由な判断に委ねること。
- ② 会社以外の者が製造することが禁止されてきた製造たばこについては、たばこ税の保全及び製造たばこの品質保持の観点から、適格性を有する者がこれを製造することができる仕組みを導入すること。

## 五 たばこ耕作者に対する措置

- 1 政府は、四①に関連する措置の実施が会社に製造たばこの原料としての葉たばこを売り渡す目的をもって国内でたばこを耕作してきた者に及ぼす経済的な影響の緩和を図るため、これらの者に対し、たばこの耕作の事業を廃止し又は縮小した場合におけるこれによる収入の減少を当面補填するための措置、たばこ以外の農作物の耕作への転換を支援するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 1の措置に要する費用の財源は、二の株式の処分による収入を活用して、確保するものとする。

## 六 健康の観点からの製造たばこに係る規制の強化及びたばこ税の税率の引上げ

- 1 政府は、会社の完全民営化を契機とし、健康の観点からの製造たばこに係る規制について、国際的な水準を勘案しつつ、これを強化する方向で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、会社の完全民営化を契機とし、たばこ税について、健康の観点からその税率を引き上げる方向で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 七 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 日本たばこ産業株式会社法について、二に伴う所要の改正を行うこと。

## 参考資料

### ○日本専売公社の民営化の考え方について

#### ア 基本的考え方

(イ) たばこ専売事業の運営は、比較的最近までおおむね順調に推移してきたが、①近年、事業を取り巻く内外の環境が大きく変化し、たばこの国内消費が停滞傾向にある一方、外国企業からの強い市場開放要請を受けている、②葉たばこの全量買取制度、たばこ耕作農家への配慮等の結果、国産葉たばこについて約12か月分の過剰在庫が生じ、効率的な経営が阻害されている、③国産葉たばこは、品質等を加味した価格が国際価格の3倍強であることなどから、たばこ製造原価を押し上げ、国際競争力に影響を与えている、等の問題を抱えている。

(ウ) このような問題に加え、公社であることから、予算、事業運営等について、国会及び政府からの関与があり、企業性を発揮しにくい状況にある。

#### イ 経営形態の変更

(ア) 上記の基本的考え方及び事業の性格にかんがみ、経営形態は、基本的には民営とすべきである。

しかし、たばこ耕作者、流通業界等への影響に配慮しつつ段階的に葉たばこ等の問題を解決し、また、逐次要員の合理化を行う必要があるため、当面、政府が株式を保有する特殊会社とする。事業が合理化され、安定的な収益の確保の目途が得られた段階で、政府は市場の状況等を勘案しながら、逐次特殊会社の株式を公開する。

(イ) 国産葉たばこ問題が解決され、特殊会社の経営基盤が強化された段階で製造独占を廃止し、特殊会社を民営会社とする。

(行政改革に関する第三次答申(昭和57年7月30日臨時行政調査会答申)より)

### ○JTによる国産葉たばこの全量買入れ及び製造たばこの製造独占について

#### 3 (1) たばこ事業法

まず、国産葉たばこの生産及び買入れについては、JTは国産葉たばこの買入れを行おうとする場合には、すべて、予め、耕作者と原料用国産葉たばこの買入れに関する契約を締結することとされ、JTがその契約をしようとするときは、買入れに係るたばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、JT内に設置された葉たばこ審議会の意見を尊重しなければならないとされている。また、JTは当該契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの用に適さないものを除き、すべて買入れるものとされている。

(注3) たばこ事業法は、国産葉たばこをすべて買入れることをJTに対して法的に義務付けるものではないが、政府による株式保有を背景にJTの経営判断としてこれまで全量買取が継続されてきている。

次に、製造たばこの製造については、割高な国産葉たばこを買入れるJTの経営負担に鑑み、JTによる国内製造独占が措置されている。

(たばこ関連産業への国の関与の在り方、日本たばこ産業株式会社株式の保有の在り方及び同株式の処分の可能性について(平成27年6月22日財政制度等審議会中間報告)より)

## ○葉たばこ農家の状況

J T発足当初から比べ、葉たばこの耕作面積及び生産額は約5分の1まで減少するなど減少傾向にあり、農家戸数で見ると10分の1以下まで減少している。一方、葉たばこ農家の経営規模の拡大は進んでおり、1戸当たりの耕作面積は約2.4倍、生産額は約2.6倍となっている。

(前掲平成27年財政制度等審議会中間報告より)

年度	面積 (ha)	生産額 (億円)	農家戸数 (戸)	1戸当たり生産額 (万円)	1戸当たり面積 (ha)
昭和60	47,801	1,999	78,653	254.1	0.61
平成10	25,276	1,185	25,517	464.4	0.99
平成23	13,015	440	9,480	464.4	1.37
平成24	8,956	385	6,094	631.7	1.47
平成25	8,846	393	6,059	648.4	1.46
平成26	8,564	393	5,911	665.5	1.45
平成27	8,329	369	5,788	637.3	1.44
平成28	7,962	350	5,560	629.1	1.43
平成29	7,572	370	5,315	697.1	1.42
平成30	7,185		5,081		1.41

(注1) 平成30年度については、葉たばこ農家とJTの契約ベースの計数。

(注2) 平成30年2月15日財政制度等審議会たばこ事業等分科会資料2及び全国たばこ耕作組合中央会資料を基に作成。

## ○国産葉たばこJT買入実績及び外国葉たばこ輸入実績の推移

年度	国産葉たばこJT買入実績		外国産葉たばこ輸入実績		価格差 (倍)	ドル/円 (為替レート)
	買入数量 (万トン)	買入金額 (億円)	輸入数量 (万トン)	輸入金額 (億円)		
昭和60	11.6	1,999	6.1	875	1.19	238.53
平成10	6.4	1,185	10.1	731	2.57	128.01
平成23	2.4	440	5.9	317	3.44	79.02
平成24	2.0	385	6.2	344	3.52	83.05
平成25	2.0	393	6.5	420	3.06	100.21
平成26	2.0	393	5.9	418	2.76	109.92
平成27	1.9	369	5.9	485	2.40	120.11
平成28	1.8	350	5.0	336	2.90	108.39
平成29	1.9	370	4.3	316	2.67	110.81

(注1) 平成26年度までは平成27年5月29日財政制度等審議会たばこ事業等分科会資料を、平成27年度以降は全国たばこ耕作組合中央会資料、財務省「貿易統計」及び日本銀行「外国為替市況」を基に作成。

(注2) 価格差は、品質等を加味せず単純に金額/数量により計算したもの。為替レートは、日本銀行「外国為替市況」による期中平均レート。昭和60年度の計数は、全て暦年値。

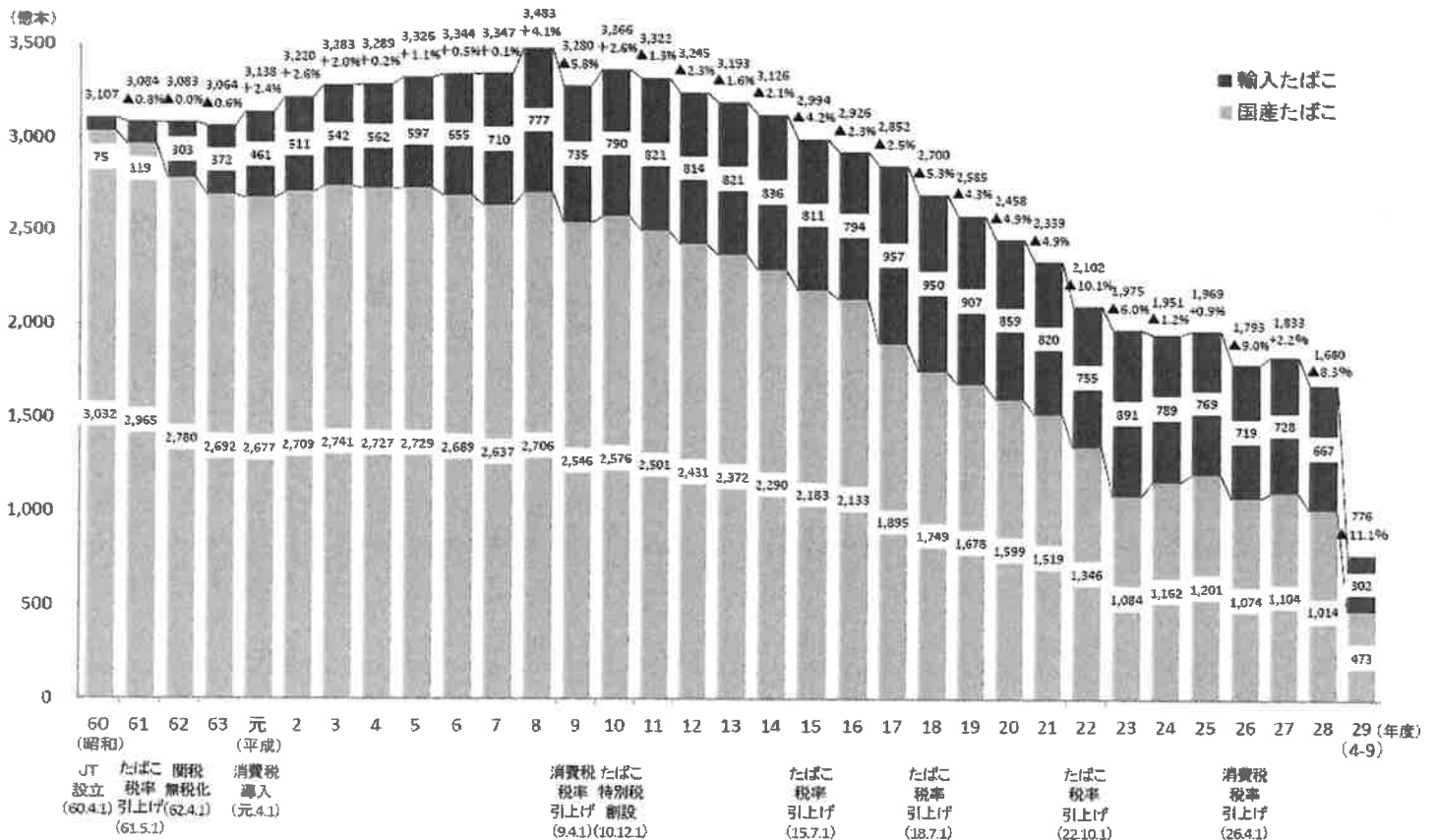
(注3) 国産葉たばこJT買入金額は加工前の原料の価格であり、輸入金額は加工費・輸送費等のコストが反映された原料の価格。

○日本たばこ産業株式会社 (JT) の政府保有株式の状況

売却時期	売却株式数	売却総額	売却割合	売却後の保有割合 (政府保有株式数/発行済株式総数)
・ JT 法制定時の政府の株式保有義務の割合は発行済株式総数の 3 分の 2 以上				
平成 6 年 10 月	39.4 万	5,670 億円	19.7%	80.3% (160.6 万/200 万)
平成 8 年 6 月	27.2 万	2,220 億円	13.6%	66.7% (133.3 万/200 万)
・ 政府の株式保有義務の割合を設立時発行済株式総数の 2 分の 1 以上かつ発行済株式総数の 3 分の 1 超に引下げ (平成 14 年改正)				
平成 15 年 10 月	4.4 万	332 億円	2.2%	64.5% (128.9 万/200 万)
平成 16 年 6 月	28.9 万	2,439 億円	14.5%	50.0% (100 万/200 万)
・ 平成 18 年 4 月及び平成 24 年 7 月株式分割を実施 (1:5 及び 1:200)				
・ 政府の株式保有義務の割合を発行済株式総数の 3 分の 1 超に引下げ (平成 23 年改正)				
平成 25 年 2 月	8,007.1 万	2,306 億円	4.0%	33.3% (6 億 6,666.7 万/20 億)
平成 25 年 3 月	25,326.2 万	7,469 億円	12.7%	

J T 株式の時価総額：5.7 兆円→政府保有分 1.9 兆円 (平成 30 年 11 月 1 日現在)

○国産紙巻たばこ及び輸入紙巻たばこの販売数量の推移



(平成 30 年 2 月 15 日財政制度等審議会たばこ事業等分科会資料 2 より)